

修正済

青少年課

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
県民生活部長	No.3	22年12月9日	蒲生 徳明議員

【質問事項】

6 子どもたちの健全育成に向けた新たな有害図書の指定について

【質問要旨】

- ・ 暴力団関係図書を青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書として指定し、規制すべきと考えるが、今後の対応について伺いたい。

【答弁要旨】

御質問6「子どもたちの健全育成に向けた新たな有害図書の指定について」、お答えを申し上げます。

本県では、青少年健全育成条例に基づき、青少年の性的感情を著しく刺激するもの、粗暴性・残虐性を甚だしく助長するもの、犯罪や自殺を誘発するものを有害図書として指定し、青少年に販売することを禁止しております。

また、書店やコンビニエンスストアなど図書取扱業者に対しましては、有害図書に青少年が接することのないよう一般図書と区分して陳列することを義務付けております。

有害図書の指定に当たりましては、「条例に基づく認定基準」を基に、青少年健全育成審議会からの答申をいただくこととしております。

しかし、現在の認定基準では、暴力団などの暴力を指向・容認する団体を賛美するような図書については、明記されておられません。

修正済

青少年課

そこで、青少年健全育成審議会の御意見をいただきながら、認定基準の見直しを行った上で、暴力団関係図書を有害な図書として指定し、規制できるように準備を進めてまいります。

また、これらの取組の実効性を確保するためには、図書取扱業者の協力が不可欠でございますので、埼玉県書店商業組合などの関係団体に対して、直接、協力を働きかけてまいります。